

理由番号	判断基準	添付書類
1	居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において、「対象サービス種別ごとの事業者数」が、5事業所未満である場合。	「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、減算要件となったサービスの事業者一覧（6か月分）
2	判定期間の1か月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合。	なし。ただし、件数の根拠等を事業所内において整理しておいてください。（実地指導等において提示を求める場合があります。）
3	判定期間の1か月当たりの居宅サービス計画のうち、対象サービスごとの居宅サービス計画数が1か月当たり平均10件以下の場合。	なし。ただし、件数の根拠等を事業所内において整理しておいてください。（実地指導等において提示を求める場合があります。）
4	利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理由書（別添1） 2. 地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書（別添2） 3. 特定事業所集中減算に係る計算書（別添3）